

砂波自治会細則

第1章 総則

第1条 規約第17条に基づいて細則を以下のように定める。

第2章 会費

第2条 会費収入は自治会活動の基となるものであり、会計の要請によりその徴収は速やかに行うこととする。

第3条 会費は総会後速やかに班長が徴収し、ブロック長が取りまとめて会計に納入する。

1. 会費は一括納入を原則とする。
2. 会費の変更および臨時徴収は役員会において定める。

第4条 会費の基準

1. 居住形態が「一戸建て住宅」の場合、一世帯あたり 3,600 円／年 とする。
ただし、いわゆる二世帯住宅の場合は居住者の意志による。
2. 居住形態が「アパート」の場合、一世帯あたり 2,400 円／年 とする。
3. 上記の範囲に入らない場合、役員会で検討し定める。

第3章 弔意・見舞

第5条 報告

会員およびその同居家族に不幸のある時、または災害があった時には、班長によりブロック長を経て総務部長に、総務部長より速やかに会長に報告する。

第6条 弔意・見舞額

1. 弔意金額は会員、家族共に 3,000 円とする。
2. 災害の場合、火災のみ見舞金として対応し、その額はその都度役員会において決定する。

第4章 任務の内訳

第7条 副会長

1. 副会長はそれぞれ主として次のような分野を受け持つ。
ただし、各部の部長との兼任を妨げない。
A 副会長：総務部、広報部、デジタル部
B 副会長：防犯交通部、防火防災部、保健衛生部
C 副会長：祭典部、福祉文化部

2. 会長に不都合が生じた時、会長は内容によりその職務を各副会長に依頼する。
3. 会長による判断が困難な場合にはA副会長が上記を代行する。

第8条 各部門

1. 総務部

- ・自治会運営の統轄
- ・関係行政機関、隣接自治会、各種団体との連携および協力
- ・その他

2. 防犯交通部

- ・交通安全運動、交通事故防止活動の推進
- ・防犯に関する情報等の普及、関係機関との連携協力
- ・街路灯の維持管理、防犯カメラの維持管理
- ・その他

3. 防火防災部

- ・火災予防運動の推進、歳末夜警、市民防災組織による災害対策
- ・災害発生時の避難対策、各関係機関との連携協力
- ・防災倉庫点検、消火器の点検
- ・その他

4. 保健衛生部

- ・環境美化活動の普及、保健所および関係機関との連携協力
- ・クリーン作戦への参加
- ・その他

5. 祭典部

- ・香取神社例大祭の実施にあたっての安全を優先した企画・運営
- ・香取神社・隣接自治会との連携
- ・道路使用許可申請・活動保険加入等の手続きの実施
- ・祭礼器具の維持管理
- ・その他

6. 福祉文化部

- ・町内レクリエーション等の企画および実施と関係機関との連携協力
- ・敬老祝い品の配布
- ・餅つき大会の開催
- ・その他

7. 広報部

- ・自治会機関紙「砂場だより」の年2回以上の発行
- ・掲示板・回覧板を活用した情報提供および掲示板の維持管理
- ・紙門松の配布
- ・その他

8. デジタル部

- ・ ホームページをはじめとする情報の発信
- ・ 他部門からのデジタル化要請への対応
- ・ 関係機材の管理及び使用
- ・ その他

第9条 ブロック長・副ブロック長

ブロック長および副ブロック長は本自治会の地区に入居した個人または組織に対し、状況に応じて本会の趣旨を説明するとともに加入の案内を行う。

第10条 班長

1. 班長は会計より提示された徴収簿に基づき、細則第2条により会費の徴収を行いブロック長に届ける。
2. ブロック長・副ブロック長より依頼された文書の配布・回覧、回覧板等の管理を行う。
3. 班内の弔事・自治会行事計画に対応するため、班内における会員の増減などについてブロック長に連絡する。

第5章 細則の改定

第11条 細則の改定は役員会で協議し決定する。

附 則

1. この細則は、令和5年4月23日（総会開催日）より施行する。
2. 昭和59年5月20日施行の細則は新規約施行時をもって廃止する。